

政府の“雇用無策”へ高まる不安と怒り ～深刻化する阪神大震災の大量失業～

草島 和幸

未曾有の大災害をもたらした阪神・淡路大震災から1年目になろうとしている。被災地では被災直後に街中に溢れていた落下した高架道・崩れたビル・倒壊した家屋などが片づけられているが、鉄道の高架からみる通り再建されないままの空き地や依然として青いビニールシートで屋根をおおった家屋が広がっている。兵庫県が8月現在の住民票による調査結果をまとめたところによれば県下で約12万人、神戸市だけで6万人が他府県に移転したと報告している。人間が住めない街が震災からの復興でなく、ましてや被災地域350万人余の住民生活再建にほど遠いことはいうまでもない。

その一方ではすでに日本列島の東西を結ぶ交通網は大規模に倒壊した高速道路一本を残してほぼ復旧したし、港湾も輸出入に必要な大型コンテナヤードを中心に大半の機能が再開している。いうまでもなく大企業中心の日本経済の動脈・外国貿易の拠点が最重点にされ住民本位の復興とは無縁の結果をしめすものである。

ここで報告する阪神大震災にともなう雇用問題はこうした大企業優先の震災復興を政府の雇用政策が加担・加速したことへの告発であり、全労連・兵庫労連を先頭にした被災地の労働者と勤労国民の反撃が開始されようとしていることである。

“復興への参加”が雇用政策の基本

労働総研も協力して去る5月18日に全労連・兵庫労連が発表した雇用政策は「復興への参加で阪神・淡路大震災による失業・雇用不安を開する緊急提案」とされている。

震災直後から予想された大量失業・雇用不安に対する政府の対策には失業給付期間の一律60日延長・雇用調整給付金の適用拡大など当然の緊急対策とともに早くも広域的な就労促進が重点にされていた。兵庫県下の各職安には大阪・東京ばかりか北海道・九州などからの求人が集中して異常に高い求人倍率を意図的につくりだし、こうした広域求職者には各種の手厚い助成策がともなっていたのはいうまでもない。

つまり政府の震災にともなう雇用失業対策は当初から生活費では若干の手当はするが地元での雇用・就業確保ははじめから放棄していたわけである。もっとも復興関連の公共事業への40%の失業者吸収率が鳴り物入りで宣伝されたがこの制度の内容にうといマスコミ対策であったことは明かだ。大量の資金投入にもかかわらずこの対策の効果がなかったことは9月までわずか18人しか就労していなかったことで証明されている。この事実は今後にも拡大するであろう復興事業においても同様である。念の為その仕組みを説明すると、吸収率が設定されるのは公共事業施行における、①無技能労働者であり、

表1 職業転換給付金関係支給実績

(単価:千円)

職業転換給付金名	昭和41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年
就職指導手当	386,436	505,214	86,056	40,996	43,041	38,521	131,306	156,593	235,630	788,603
就職促進手当	50,767	110,878	127,662	163,026	296,543	612,744	1,526,424	2,474,136	3,587,582	5,887,050
職業転換特別給付金	35,946	106,317	94,728	153,557	425,238	525,461	586,147	711,337	816,164	752,272
職業転換訓練費補助金	1,354,512	1,814,205	1,980,224	2,162,912	2,995,474	2,365,977	2,602,869	2,928,581	3,929,030	4,447,187

職業転換給付金名	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年
就職指導手当	1,266,114	1,125,689	856,303	846,041	911,400	189,104	—	—	—	—
就職促進手当	6,814,697	8,018,047	7,401,351	10,234,040	8,732,729	4,575,404	3,452,597	4,075,166	4,724,801	4,272,382
職業転換特別給付金	985,675	1,301,186	1,503,690	1,560,928	1,959,653	1,678,853	645,842	216,712	202,170	201,337
職業転換訓練費補助金	5,770,693	6,535,242	7,924,624	8,849,477	9,315,145	9,722,827	9,896,448	5,098,387	4,933,537	4,966,893

職業転換給付金名	61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年
就職促進手当	3,657,513	4,861,230	6,924,344	2,446,668	1,096,412	912,697	890,298	881,355	746,653
職業転換特別給付金	220,105	265,274	317,352	183,072	111,493	107,817	108,161	125,261	104,872
職業転換訓練費負担金	4,257,055	4,293,559	3,846,121	3,592,614	3,616,513	3,318,112	3,305,133	3,253,968	3,283,660

注) 職業転換訓練費補助金は、昭和61年度から職業転換訓練費負担金となり、現在の職業転換訓練費補助金とは異なる。

なおかつ、②建設会社の手持ち労働者を除いた残りの40%というのである。無技能労働とは30年前なら一般的であったツルハシ・スコップ、せいぜいネコ車でのセメントや資材の運搬作業であり、今日でも部分的にありえても建設工事の機械化と作業の専門化がすすんでいるもとで雇用・就業対策とは到底なりえないことは政府も充分承知のうえでの国民を愚弄する宣伝なのである。

しかし政府の雇用対策としての公共事業における雇用と就業確保の効果を否定したり軽視することはできないだろう。なぜならば震災が各種の構造物や工場・事務所・大量の住宅を大規模に破壊したからであり被災地におけるその復旧は緊急であり大規模な事業量にともなう労働力の確保が不可欠だからである。われわれがいう“復興への参加”はこうした事業への被災住民の雇用と就業が大きな部分を占めるのである。広域拡散優先の政府の政策を決定的にしめたのは震災直後の通常国会への緊急失業対策法(失対法)廃止法案の提出と“オール与党”による可決であり、地元での雇用就業確保の有力

な手立てを放棄する宣言となる。

失対法には失業者に就業の機会を提供する目的で自治体が計画する相当に広範囲な種類の事業に対して3分の2の国庫負担がおこなわれることとされていた。復旧事業とともに大量の被災者への各種の支援とサービスがボランティアだけに依存できないことは明白であり政府と自治体の行政が責任を持つべきであることは明らかである。まさに戦後に経験したことの無い緊急事態において残された有効な法律を活用するのではなく公然と潰した政府とオール与党の責任は重大である。

しかし、“復興への参加”をめざすわれわれの雇用政策はこうした政府の反国民的な政治は折り込み済みでもあり、戦後の労働者・労働組合運動が勝取った成果でもある残された現行法制の積極的活用を提起した。それは1966年に制定された雇用対策法(雇対法)であり、とりわけ第13条における「職業転換給付金」の活用である。この制度は70年代後半から80年代前半にかけて大規模に活用されたことは表1にみる通りである。

国際・国内動向

表2 雇用保険業務取扱状況

○ 受給者実人員

兵庫県労働部雇用保険課資料より作成

項 目	平成7年1月 前年 対比 前年 同月 (%)	平成7年2月 前年 対比 前年 同月 (%)	平成7年3月 前年 対比 前年 同月 (%)	平成7年4月 前年 対比 前年 同月 (%)	平成7年5月 前年 対比 前年 同月 (%)	平成7年6月 前年 対比 前年 同月 (%)						
被災地 8 職 安	22,206 23,512	94.4	30,212 23,749	127.2	41,845 23,766	176.1	46,967 23,461	200.2	47,020 24,346	193.1	43,824 26,114	167.8
その他の 安 定 所	12,973 11,698	110.9	13,653 11,888	114.8	14,471 11,987	120.7	14,506 12,082	120.1	15,450 12,625	122.4	15,767 13,460	117.1
合 計	35,179 35,210	99.9	43,865 35,637	123.1	56,316 35,753	157.5	61,473 35,543	173.0	62,470 36,971	169.0	59,591 39,574	150.6

※ その他の安定所は、激甚災害指定地域以外の安定所の取扱数である。

※ 前年比は、平成6年度取扱数を100として算出し、小数点以下第2位を四捨五入した。

表3 阪神・淡路大震災に係る

雇用調整助成金実施計画届受理状況

(被災地安定所分)

	実施計画事業所数	延日数	対象人員
1月23日 ～2月末日分	2,234件	919,427人日	84,323人
3月分	1,493件	510,161人日	49,519人
4月分	1,475件	495,410人日	47,657人
5月分	1,462件	402,174人日	46,812人
6月分	1,429件	-----	43,959人
7月分	1,251件	-----	31,025人
8月分	1,224件	-----	25,826人

雇用対法で重視すべきは、いま政府が雇用失業対策のほとんどすべてを国庫負担がゼロか極くわずかの雇用保険財源に依存しているのに対して、ここでは全額一般会計財源の対策とされていることである。しかもその対象は雇用労働者だけでなく自営業者・農漁民・専業主婦・就職浪人など安定した雇用と就業を求めるすべての人たちである。特別の延長期間を超える雇用保険失業給付が終了する労働者の無収入失業者化、はじめから失業給付の対象とされなかった自営業者、超氷河期どころか超超氷河期である阪神地域の新卒未就職者なども月額5000円程度の低額ではあるが就職促進手当が支給され、無料の職業訓練が受けられることが定められている。

こうした現行法の活用については政府はさまざまな口実で拒否しようとしているが、それを乗り越える深刻な事態に直面する人たちの運動が始まろうとしている。それは少女暴行事件への

沖縄県民の怒りが国民的な支持と共感のもとで日米安保条約の根幹をゆるがすまでに広がったことと同様であり、国民生活をないがしろにする政府の財政経済政策の転換を迫るものである。

阪神地域の雇用失業の実態

政府が阪神大震災にともなう“失業”について公式に発表したのは4月末であり、3月31日までの「新規被災求職数」は兵庫県・2万7576人、他の都道府県・4558人、合計3万2134人というものである。この数字は全国の職安への求職申込者の累計数であり実際の失業者の一部にすぎないのであり、深刻な現実を過小に見せかける意図的な世論操作である。すでに震災直後の2月には民間調査機関が11～13万人と推計してきたし、6月にはさくら銀行総研は30万人と推計している。あまりにも大きなこうした数字の相違は震災前後に雇用労働者であった人達のうち職安に求職申込をした（その大半は雇用保険給付申請者）数字に限定するか、自営業者やパートタイマー・就職浪人など雇用と就業が失われたすべての失業者をとらえるかによって生じるものである。こうした事態は政府の雇用失業対策の視点は深刻な現実を故意に欠落させているというべきである。

われわれは失業の実態について最小限のデータによっても約10万人であり、その他も加えるなら2倍以上だと考える。その理由は表2・

表3の通り6月末現在の雇用保険受給者実人員約6万人、雇用調整助成金対象者が約4万4000人いることから推計できるのである(この数字が再就職の意志に欠けるものとか、雇用が継続しているものを含むなど厳密でないとの批判は十分承知である)。しかし阪神地域全般の労働市場における労働力需要が大規模に陥没した現実を直視するとき表面化した行政上の数値にこだわるべきではないと考えるべく、こうした視点からの雇用政策が必要なのである。

全労連・兵庫労連が3月1日から神戸に設置した「被災労働者の労働相談センター」にはすでに1000人以上の電話相談が寄せられている。最近の相談内容の特徴は新たな失業者やそれともなう賃金・退職金未払いなどが増加していることである。地震による直接の被害から長期化する不況に加えて阪神地域全般の経済活動の停滞とともに大規模な失業や収入の低下による営業困難が広がっているためだと考えられる。この地域の雇用失業は震災による一次的な被害から二次的な被害へと広がっていることを示しているといえよう。一次的失業を不可避の自然現象が直接の原因とすれば二次的失業はまぎれもなく政治の貧困、とりわけ政府の「雇用無策」による人為的被害の拡大にほかならない。

相談活動の最近の一つの具体例を紹介しよう。親を連れて相談所を訪れた30代の青年は、震災前までは千葉県で働いていたが洋菓子づくりの親の商売が心配で神戸に戻り再建しようと努力したがどうにも目途がたらず転職の決意をかため再起を期すことにした。職安に通って職業紹介を受けたが最初は尼崎、次は大阪、その次はとうとう東京に行けといわれたという。地元での営業再開の夢が無残に打ち壊されるだけでなく老いた父親を連れての東京行きなどとても無理だがどうしたらよいか、というのがその内容

だった。地元での営業再開こそが「復興への参加」であり、そのために頑張ろうと懸命に努力しようとする人達を見捨てることが許されてよいのだろうか。

10月末から全労連と兵庫労連は被災地全域に40万枚のピラの全戸配付を開始したが、そのなかでの「私たちの緊急要求」は次の4点である。①被災労働者、自営業者と家族に仕事を、②求職者の希望に対応できる職業訓練の拡充を、③失業給付が切れた人、仕事がない人に雇用対策法等の積極的活用を、④全額国庫負担の「震災失業手当」の新設を、などである。

先に紹介した洋菓子づくり親子と同様に震災からの復興に歯を喰いしばって頑張ってきた零細自営業者はこれまでも雇用保険給付もなく生活危機は労働者以上に急迫しており深刻である。同じ失業に苦しむ労働者と業者の共同の要求にもとづく共同行動がはじまろうとしている。

阪神の雇用失業問題は政治の最悪の縮図

大企業の業績は回復の兆しが著しいもとでありながらさらに大規模な人減らしリストラ「合理化」が強行されようとしている。大量失業と雇用の深刻化の元凶がこうした大企業の反社会的行為であることは明らかであり、財政金融政策や規制緩和でそれを推進・助長するオール与党の政治の責任が厳しく問われなければならない。

10月14日、神戸で「災害・人間・復興」全国交流集会がもたれた。500人の予定を大幅に超える900人の参加で会場から溢れて廊下・ロビーも人で埋まった。ここでは1月17日をメモリアルデーとして大規模な行動を展開することが確認された。阪神大震災がここで見てきた「雇用無策」の実態ばかりではなく人間のいのちと生活を踏みにじる大企業の利益本位の日本の政治が

国際・国内動向

もたらした縮図であり、住民本位の復興はその
流れを転換するすべての労働者と国民の共通の

課題なのである。

(労働総研理事)

自治体研究社

〒162 東京都新宿区矢来町123
☎03・3235・5941 FAX 03・3235・5933

分権・リストラシリーズ

解説と資料 地方分権
自治体問題研究所編 A5判 1500円(〒310)
資料と解説 自治体リストラ
自治体問題研究所 A5判 2000円(〒340)
地方分権の検証 四六判
遠藤宏一・加茂利男著 1700円(〒310)

第II部・第III部 資料編 全国自治体の行革提言ほか

「行革」を担う職員づくりといかに
関るか 福田行夫

論 文 「公立と民間のコスト比較」論をきる 小沢辰男
シンポ 自治体リストラの現段階
「宮厚美・篠崎次男・島田修一」

第I部 解説編

小沢辰男・二宮厚美監修 A5判 300ページ
自治体問題研究所編 2000円(〒340)
「自治体リストラ」とは何か? なぜ分権
化・規制緩和と一体となって進むのか?
自治体の仕事・職場、住民生活はどうなる?



新刊

続・自治体
リストラ
リストラの戦略・手法と展開を読む